平成２３年（フ）第１７２８号
神奈川県横浜市青葉区もえぎ野６－３－203
破産者　伊藤　　豊
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７２９号
東京都大田区城南島４丁目５番７号
破産者　城南臨海工業協同組合
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４６号
東京都渋谷区渋谷３丁目６番２号　第２矢木ビル３階
破産者　株式会社エイダワーク
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４７号
東京都目黒区青葉台４丁目７－４－303
破産者　和田　祐子
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７５０号
千葉県市川市南大野１丁目25番11号　グランメール109Ａ棟101号、商業登記簿上の本店所在地千葉県市原市五井中央東２丁目20番12号
破産者　株式会社MMG
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７５１号
千葉県市川市南大野１丁目25―11―109Ａ―101
破産者　原田　　良
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７６２号
東京都中央区八丁堀１丁目３番９号
破産者　株式会社ファミリーツアーサービス
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７９２号
東京都世田谷区池尻２丁目31番23号
破産者　株式会社ファーストビジョン
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７９３号
東京都品川区平塚１―12―６―1002、住民票上の住所神奈川県横浜市都筑区東山田１丁目28―32
破産者　相澤　　工
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８３８号
東京都文京区本郷３丁目４番８号　ハッピー本郷301号
破産者　美術印刷株式会社精美堂
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８６６号
東京都三鷹市下連雀４丁目８－７
破産者　宮下　則彦
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８７６号
東京都品川区大崎５丁目４番８号
破産者　株式会社ジーシーエス
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９１１号
東京都渋谷区渋谷３丁目10番14号
破産者　株式会社Ｘポジション
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９１２号
東京都目黒区下目黒４丁目20―33―102
破産者　冨田　裕治
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９４５号
東京都世田谷区宮坂１丁目13番４号
破産者　株式会社ウィング
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９４６号
東京都世田谷区宮坂１丁目13―４
破産者　渡井　恵吾
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９７９号
東京都杉並区善福寺１丁目27―１
破産者　野田　宜正
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９８０号
東京都杉並区善福寺１丁目27―１
破産者　野田　文子
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２１１９号
神奈川県平塚市高村26　高村団地21―302、開始決定時の住所千葉県佐倉市中志津５丁目５―17
破産者　上田　英明
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２５２６号
埼玉県川口市川口５丁目20―12
破産者　小俣　文代
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２８９４号
千葉県長生郡白子町剃金384―17
破産者　鵜澤　美樹
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部